

現 行	改 訂	備 考
<p data-bbox="222 457 1121 520">空港土木施設の設置基準・同解説</p> <p data-bbox="222 661 1107 783">国土交通省航空局 国土交通省国土技術政策総合研究所 監修</p> <p data-bbox="445 1243 899 1360">平成 20 年 7 月 (平成 22 年 4 月一部改訂)</p> <p data-bbox="593 1465 765 1501"><i>SCOPE</i></p> <p data-bbox="252 1533 1092 1575">財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター</p>	<p data-bbox="1380 457 2279 520">空港土木施設の設置基準・同解説</p> <p data-bbox="1380 661 2264 783">国土交通省航空局 国土交通省国土技術政策総合研究所 監修</p> <p data-bbox="1602 1243 2056 1360">平成 20 年 7 月 (平成 23 年 4 月一部改訂)</p> <p data-bbox="1751 1465 1923 1501"><i>SCOPE</i></p> <p data-bbox="1409 1533 2249 1575">財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター</p>	

現 行	改 訂	備 考
目 次	目 次	
航空法（抄） 1	航空法（抄） 1	航空法（抄）～第3章：変更無し
～	～	
第3章 基本施設等の要求性能と性能規定	第3章 基本施設等の要求性能と性能規定	
第4章 付帯施設の要求性能と性能規定	第4章 付帯施設の要求性能と性能規定	
4.1 総説 4-1	4.1 総説 4-1	
4.2 道路・駐車場 4-1	4.2 道路・駐車場 4-1	
4.2.1 一般 4-1	4.2.1 一般 4-1	
4.2.2 場周道路・保安道路 4-3	4.2.2 場周道路・保安道路 4-3	
4.2.3 構内道路・駐車場 4-3	4.2.3 構内道路・駐車場 4-3	
4.3 排水施設 4-5	4.3 排水施設 4-5	
4.4 共同溝 4-7	4.4 共同溝 4-7	
4.5 消防水利施設 4-8	4.5 消防水利施設 4-8	
4.6 場周柵 4-9	4.6 場周柵 4-9	
4.7 プラストフェンス 4-10	4.7 プラストフェンス 4-10	
	<u>4.8 進入灯橋梁 4-11</u>	進入灯橋梁を追加
第5章 空港用地の要求性能と性能規定	第5章 空港用地の要求性能と性能規定	
5.1 総説 5-1	5.1 総説 5-1	
5.2 基本施設等の用地 5-2	5.2 基本施設等の用地 5-2	
5.3 航空保安施設用地 5-3	5.3 航空保安施設用地 5-3	
5.4 その他空港施設用地 5-4	5.4 その他空港施設用地 5-4	
参考資料	参考資料	
1. 空港の制限表面 参- 1	1. 空港の制限表面 参- 1	
2. 航空機の一般的な諸元 参- 6	2. 航空機の一般的な諸元 参- 6	
3. 滑走路のターニングパッドの形状および標識の例 参- 9	3. 滑走路のターニングパッドの形状および標識の例 参- 9	
4. フィレット等の形状の例 参-10	4. フィレット等の形状の例 参-10	
5. アースリングの構造および標識の例 参-12	5. アースリングの構造および標識の例 参-12	
6. エプロンの寸法の例 参-13	6. エプロンの寸法の例 参-13	
7. 停止位置案内標識の書体 参-15	7. 停止位置案内標識の書体 参-15	
付 録	付 録	
付録-1 基本施設の形状設定の手順 付- 1	付録-1 基本施設の形状設定の手順 付- 1	
付録-2 主な付帯施設配置の設定例 付- 4	付録-2 主な付帯施設配置の設定例 付- 4	

現 行	改 訂	備 考
(原文なし)	<p>4.8 進入灯橋梁</p> <p>進入灯橋梁は、飛行場灯火における進入灯の適切な設置や効率的な管理ができるようにするため、次の性能を有するものとする。</p> <p>(1) 予想される利用状況に応じ進入灯橋梁に設置される施設およびその維持管理等に必要な形状を有すること。</p> <p>(2) 主たる作用が自重、土圧等の永続状態、主たる作用が風、レベル1地震動等の変動状態における損傷等が、当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこととし、当該施設の機能に支障を与える程度の損傷が生じる危険性が限界値以下であること。</p> <p>(3) レベル2地震動等の偶発作用により、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、主たる作用がレベル2地震動等の偶発状態における損傷等が、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないことが求められる場合は、作用による損傷の程度が限界値以下であること。ただし、レベル2地震動等の偶発作用に対して、当該空港の機能を確保する必要がある場合にあっては、被災時における当該空港の機能を確保するために必要な進入灯については、主たる作用がレベル2地震動等である偶発状態における損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこととし、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>(1) 進入灯橋梁の所要規模および構造の照査方法については、「空港土木施設構造設計要領」に示している。</p> <p>(2) 進入灯橋梁が設置されている周辺に道路、民家等が存在するなどのため、構造物の損傷が周辺に大きな影響を与えると考えられる場合等については、構造の安定に重大な影響を及ぼさないことが求められる。</p> <p>(3) 進入灯橋梁が設置されている当該空港が航空ネットワークや背後圏経済活動において重要な役割を果たしている場合には、当該施設の被災に伴うライフラインの機能障害、運用停止により、救急救命活動や緊急物資等輸送の拠点としての役割が損なわれるだけでなく、社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があることから、当該進入灯橋梁は、レベル2地震動等の偶発作用に対しても軽微な修復による施設の機能の回復が求められる。</p> <p>(4) 進入灯橋梁は、進入灯の縦断勾配の計画と整合を図り、制限表面および進入灯の基準条件である灯火平面に抵触しないことを原則とする。</p> <p>(5) 進入灯橋梁の形状は、進入灯および電力ケーブル(通信ケーブル)などの収容物件の特性、維持管理上必要な通路、梯子およびその他付帯施設ならびに材料搬入等の作業空間を十分考慮して設定する必要がある。なお、進入灯橋梁は、種類および設置場所の特性(進入灯橋梁下に道路等があり落下物を許さないなど、場所による制限の有無)、維持管理上の利点(目視点検が容易、自然劣化の進行が比較的遅い)および経済性を考慮し計画する必要がある。</p> <p>(6) 第三者による進入灯橋梁への侵入を防止するため、陸上に設置される場合には、柵等の侵入防止機能を有する施設の設置を原則とする。また、海上に設置される場合には、船舶との衝突を防止するために関係機関と調整し、対策について協議する必要がある。</p> <p>(7) 進入灯橋梁はその改修が極めて困難であるため、設計にあたっては、長期的な安全性や耐久性を考慮するとともに、将来計画等も十分考慮する必要がある。</p>	<p>進入灯橋梁の目的、要求性能、及びその解説を記述</p>